第１号様式

南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）超大型コンテナ船タグボート配船費用支援
申請書兼請求書

横浜川崎国際港湾株式会社

営業部　宛

南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）における超大型コンテナ船の入出港操船上、4,000馬力以上のタグボートを４隻以上配備しましたので、裏面の「南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）超大型コンテナ船タグボート配船費用支援実施要項」に同意の上、下記のとおり、実績報告及び支援金の請求をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 社名 | ㊞　　　　　　 |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者（請求書発行者）職氏名 |  |
| 代表者（請求書発行者）連絡先 | TEL |
| 請求書発行担当者職氏名 |  |
| 請求書発行担当者連絡先 | TEL | Email |
| 配備日時 | 　　年　　月　　日　　00：00～00：00 |
| 　　　接岸岸壁　　※該当箇所にチェック |  ☐ＭＣ－３ ☐ＭＣ－４ |
| 　　　　入出港　　　※該当箇所にチェック |  ☐入港（接岸）時 ☐出港（離岸）時 |
| 船舶情報 | 船名 | コールサイン | LOA |
| 振込先銀行口座 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿銀行　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿支店＿＿＿＿＿口座　　　口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿口座名義　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| ※実績の証明として、タグボート配船状況が分かる書類（請求書等）を合わせてご提出ください。 |

注意事項

（１）裏面の実施要項をご確認の上、ご申請ください。申請いただいた時点で、実施要項に同意いただいたものとします。

（２）本申請書兼請求書（第１号様式）に基づく支援金の上限は、80万円となります。

（３）予算執行状況に応じて、予告なく支援実施期間を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（４）当社規定により、支援対象とならない場合がございます。あらかじめご了承下さい。

第１号様式（裏面）

南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）超大型コンテナ船タグボート配船費用支援実施要項

（趣旨）

第１条 この要項は、横浜港南本牧ふ頭の国内最大かつ唯一となる大水深－18ｍ岸壁（MC-3･4岸壁）を活用して、超大型コンテナ船の寄港・就航を促進することを目的として、第２条に定める本対象条件に該当する場合に、横浜川崎国際港湾株式会社（以下「当社」という。）が実施する南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）超大型コンテナ船タグボート配船費用支援（以下「本支援」という。）を適正かつ円滑に実施するため、実施手続等に関する基本事項を定めるものとする。

（対象条件）

第２条　本支援の対象条件（以下「本対象条件」という。）は、南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）に全長398ｍ超のコンテナ船が入港（接岸）又は出港（離岸）する際に、4,000馬力以上のタグボートが４隻以上必要となり、これを実際に配備した場合とする。ただし、当社が本支援の対象として適当ではないと判断した場合を除く。なお、入港（接岸）時と出港（離岸）時のそれぞれについて、本対象条件の該当性を判断し、支援対象とする。

（支援対象者）

第３条　本支援による支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、外航コンテナ船運航事業者であり、かつ、当社が「南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）超大型コンテナ船タグボート配船費用支援対象決定通知書兼支払通知書」（第２号様式）により本支援の実施対象とすることを承認した者とする。

（実施期間）

第４条　本支援の対象期間は、2023年4月1日から2024年３月31日までとし、申請受付期間は、2023年4月1日から2024年4月10日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、本支援の申請受付期間及び支援対象期間を早期終了又は延長することがある。

（支援金）

第５条　当社は、支援対象者に対し、本支援の支援金として、本対象条件1回あたり400,000円を支払うこととする。支援対象者は、当社に対し、名目の如何を問わず、当該支援金以外の報酬及び費用等を一切請求できないものとする。

２　「南本牧ふ頭（MC-3･4岸壁）超大型コンテナ船タグボート配船費用支援申請書兼請求書（第１号様式）」（以下「本申請書」という。）による申請1件当たりの支援金の上限額は、800,000円とする。

（提出書類）

第６条　本支援実施の申請をしようとする者は、その申請に際し、当社に対して、本対象条件の達成後、翌月10日（土日祝の場合、翌営業日）までに本申請書と併せて4,000馬力以上のタグボート4隻以上を配船し、配備したことを証明する書類として、タグボート配船費用の請求書の写し等、配船状況が分かる書類を提出するものとする。（以下、本項に基づき提出する書類を「実績報告」と総称する。）

（アンケート調査等への協力）

第７条　当社は、本支援実施の申請を行った者（第3条の承認を受けて支援対象者となった者を含み、以下「申請者」という。）に対して、アンケート調査等への協力を求めることができるものとする。

（情報の開示）

第８条　当社は、申請者から提供された本申請書、実績報告等について、支援対象者の別段の同意を要することなく、国土交通省及び横浜市に対して開示し、又は利用させることができるものとする。当社は、申請者から提供された本申請書、実績報告等について、当社、国土交通省及び横浜市以外の第三者に対して開示する場合には事前に、申請者から書面により同意を得るものとする。

（支援金の支払）

第９条　当社は、申請者からの実績報告について審査し、本支援を実施することについて当社の裁量により問題が無いと認めた場合に限り、実績報告の提出日から60日以内に、申請者が指定する銀行口座への振込みによって第6条の支援金を支払うものとする。なお、申請者は、当社による実績報告の審査に関して、一切異議を述べることはできないものとする。

（表明保証）

第10条　申請者は、当社に対し、本申請書及び実績報告の提出日、並びに支援金が支払われた日において、以下の事項を表明し、保証する。

（１）本申請書及び実績報告の記載内容が虚偽ではないこと

（２）申請者の代表者又は役員が以下のいずれにも該当しないこと

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力　集団等、その他これらに準ずる者

②上記①に該当する者（以下、本号において「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる者

③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者

⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と関係を有する者

（損害賠償等）

第11条　申請者が前条の表明及び保証に違反したときは、当社は、直ちに当該申請者に対する本支援の実施を終了することができるものとし、支援金について一切の支払義務を負わない。また、当社が当該違反を理由に本支援の実施を終了した場合において、当社が支援金を申請者に支払済みの場合、申請者は、当社に対し、当該支援金を全て返還しなければならない。

２　当社は、申請者の前条の表明及び保証違反により生じた損害・損失の一切（弁護士費用を含むが、これに限られない。）を当該申請者に対し、請求することができるものとする。

（協議等）

第12条　本実施要項に定めのない事項については、当社と申請者による協議の上、誠意をもって処理するものとする。

（譲渡禁止）

第13条　申請者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本支援の申請により生じた自己の権利義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

（専属的合意管轄）

第14条　本支援に関する一切の紛争については、日本法に準拠して解決されるものとし、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上